

令和5年度第1回京都市保健福祉局指定管理者選定委員会摘録

日 時：令和5年9月19日（火）午前10時00分～午前11時10分
場 所：Zoom開催（監査指導課執務室にて公開）
出席者：野村委員長、中原委員、新谷委員、天良委員
事務局：藤繁監査指導課長、延命企画係長、日下部（監査指導課）
健康長寿企画課：岡地域包括ケア推進担当課長
障害保健福祉推進室：北垣施設福祉課長、小西担当係長、池田

（〇は委員発言）

議事の経過：

- 1 事務局挨拶
- 2 令和5年度選定スケジュールの確認
- 3 指定候補者の選定方法及び審査基準について（既存施設）
 - ・ 京都市老人保養センター
 - ・ 京都市みぶ身体障害者福祉会館
 - ・ 京都市桂授産園

（事務局及び施設所管課から募集要項案の説明ののち、質疑応答）

<京都市老人保養センター>

委員長 それでは、ただ今の説明について、御質問や御意見等がありましたら
お願いします。

○ （意見なし）

委員長 それでは、この案件の取扱いについて、了承いただけますか。

○ （異議なし）

委員長 この案件については事務局案のとおりとします。

<京都市みぶ身体障害者福祉会館>

委員長 それでは、ただ今の説明について、御質問や御意見等がありましたら
お願いします。

- みぶ身体障害者福祉会館は京都社会福祉会館との合築施設ですが、京都社会福祉会館も京都市の施設で、指定管理者が別途選定されているのですか。

障害保健福祉推進室 京都社会福祉会館は公の施設ではなく、民間の施設です。

- そうすると、共用設備の管理などは民間施設の代表者と指定管理者が協議を行い、費用負担割合を決めていくということですか。

障害保健福祉推進室 そのとおりです。

- 今まで、保健福祉局の施設で、こういった合築施設の形で、指定管理者と民間施設との共同運営のような例はあるのでしょうか。

障害保健福祉推進室 把握している範囲では、そういった施設はありません。

- 指定管理者の選定はこれからですが、保健福祉局と京都社会福祉会館との間で、共同設備の利用方法や費用負担について、おおまかな協議はしているのでしょうか。

障害保健福祉推進室 本市と京都社会福祉会館の事業者との間で、共用部分及び共用設備の維持管理方法等の大枠の内容については、協議はしているところです。

委員長 それでは、この案件の取扱いについて、了承いただけますか。

- (異議なし)

委員長 この案件については事務局案のとおりとします。

<京都市桂授産園>

委員長 それでは、ただ今の説明について、御質問や御意見等がありましたらお願いします。

- 団体の運営実績について審査基準の係数を2と設定していますが、現指定管理者は、歴史的にも福祉の実践に根差し、施設において様々な活動実績があると考えられます。その点を改めて確認するために、係数を2と設定したという理解でよいのでしょうか。

障害保健福祉推進室 現指定管理者であれ、新たに応募する法人であれ、応募団体が利用者へ適切な支援を実施できるかどうかを判断するため、運営実績や利用者の尊重、立案した事業計画内容の審査が非常に重要であると考えています。よって、係数を2と設定しました。

- 分かりました。
- 収入の中に介護給付費とありますが、障害者総合支援法に基づく給付であり、介護保険とは異なるという理解でよいでしょうか。

障害保健福祉推進室 そのとおりです。

委員長 それでは、この案件の取扱いについて、了承いただけますか。

- (異議なし)

委員長 この案件については事務局案のとおりとします。

(以上)